（令第十一条の三の六の二第一項第五号の財務省令で定めるところにより算定した金額）

第百五条の十三　［略］

［略］	［略］	［略］	
五	［略］	健康保険法施行令第四十四条第六項において準用する同令第四十三条の二第一項第一号に規定する合算額	
［略］	［略］	［略］	

（令第十一条の三の六の二第二項の財務省令で定めるところにより算定した金額）

第百五条の十四　［略］

一　［略］

二　［略］

［略］	［略］	
五の項	健康保険法施行令第四十四条第六項において準用する同令第四十三条の二第一項第一号イ及びロに掲げる額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第三項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額を同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額を控除した額とし、同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とし、同令第四十四条第二項又は第三項において準用する同令第四十一条の二の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。）	［略］
［略］	［略］	

［三・四　略］

（令第十一条の三の六の二第五項の財務省令で定めるところにより算定した第一項各号に掲げる金額に相当する金額）

第百五条の十五　［略］

［略］	［略］	［略］

（令第十一条の三の六の二第一項第五号の財務省令で定めるところにより算定した金額）

第百五条の十三　［同上］

［同上］	［同上］	［同上］	
五	［同上］	健康保険法施行令第四十四条第五項において準用する同令第四十三条の二第一項第一号に規定する合算額	
［同上］	［同上］	［同上］	

（令第十一条の三の六の二第二項の財務省令で定めるところにより算定した金額）

第百五条の十四　［同上］

一　［同上］

二　［同上］

［同上］	［同上］	
五の項	健康保険法施行令第四十四条第五項において準用する同令第四十三条の二第一項第一号イ及びロに掲げる額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第三項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額を同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額を控除した額とし、同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とし、同令第四十四条第二項又は第三項において準用する同令第四十一条の二の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。）	［同上］
［同上］	［同上］	

［三・四　同上］

（令第十一条の三の六の二第五項の財務省令で定めるところにより算定した第一項各号に掲げる金額に相当する金額）

第百五条の十五　［同上］

［同上］	［同上］	［同上］